

## 鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付要綱 (案)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人等が運営する障害者支援施設等に対し、介護ロボット等の導入費用を助成することにより、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる項目(以下、「補助事業」という。)について、別表の第2欄に掲げる事業者(以下、「対象事業者」という。)に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下、「補助対象経費」という。)の額のうち、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。

3 鳥取県産業振興条例(平成23年12月鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (補助事業の要件)

第4条 補助事業は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による最新の「障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱」に定める要件及び次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 客観的かつ定量的な指標に基づいて介護ロボット等の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告すること。

(2) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表すること。

(3) 前2項の報告及び公表の内容について、県及び厚生労働省が介護ロボット等の活用事例として広く情報提供を行うことに同意すること。

### (交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、県が別に示す所定の日までに、規則第5条に定める申請書に、様式第1号及び様式第2号を添えて知事に提出するものとする。

### (交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付の決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付の決定の通知は、様式第3号によるものとする。

### (補助対象の選定)

第7条 県は、交付決定にあたっては次の①及び②の条件を満たす障害福祉サービス事業者等の補助事業から優先的に採択するものとする。

①交付申請時において「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを県が認めた場合。

②介護ロボット等の導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。  
2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の4月末日又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項各号に掲げる書類は、様式第4号及び様式第5号とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱並びに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による最新の「障害福祉分野のロボット等導入支援事業実施要綱」に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月22日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和3年8月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年●月●日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 対象となる事業者	3 補助対象経費	4 介護ロボット等の種類	5 補助金の額
障がい福祉分野におけるロボット等導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設事業者</li> <li>・ 共同生活援助事業者</li> <li>・ 居宅介護事業者</li> <li>・ 重度訪問介護事業者</li> <li>・ 短期入所事業者</li> <li>・ 重度障害者等包括支援事業者</li> <li>・ 障害児入所施設事業者</li> </ul>	<p>障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（介護ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（介護ロボット等の使用に要する費用に限る。また、当該年度末までの費用を限度額とする。）、役務費（介護ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）</p> <p>ただし、寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税を除く。また、1機器当たり（※1）10万円以上のものに限る。</p> <p>1事業所当たりの補助対象経費の限度額は、障害者支援施設事業者にあつては210万円、共同生活援助事業者にあつては150万円、その他の事業者にあつては120万円とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移動支援</li> <li>・ 排泄支援</li> <li>・ 見守り・コミュニケーション支援</li> <li>・ 移乗介護</li> <li>・ 入浴支援</li> </ul>	<p>補助対象経費に3/4を乗じた額（但し、千円未満は切り捨て、1機器当たり（※1）の補助額は移動支援、排泄支援及び見守り・コミュニケーション支援にあつては30万円以下、移乗介護及び入浴支援にあつては100万円以下とする。）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者支援施設事業者</li> <li>・ 共同生活援助事業者</li> </ul>	<p>見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための以下の経費（ただし、寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（※2）</li> <li>・ 職員間の情報共有や移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（※3）</li> <li>・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（※4）</li> </ul> <p>1事業所当たりの補助対象経費の限度額は、750万円とする</p>	—	<p>補助対象経費に3/4を乗じた額（但し、千円未満は切り捨て）</p> <p>※見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外</p>

- ※1 この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。  
また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。
- ※2 配線工事 (Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、セットワーク構築など)
- ※3 デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。
- ※4 見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア (既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等